## 豊橋市子ども・子育て会議傍聴要領(案)

## (趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市子ども・子育て会議設置要綱第8条の規定に基づき、豊橋市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

- 第2条 会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開催予定時刻までに傍聴受付でその旨申し出なければならない。
- 2 前項の傍聴手続は、会議の開催予定の公表に併せ、あらかじめ公表するものとする。

(傍聴の定員)

- 第3条 傍聴の定員は、会議の都度、会長が定める数とし、先着順によるものとする。 (傍聴席に入ることができない者)
- 第4条 会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

- 第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
  - (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
  - (3) はち巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
  - (4)飲食及び喫煙をしないこと。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第6条 傍聴人は、会長の許可なく写真撮影、録画及び録音を行ってはならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要領は、平成26年 月 日から施行する。

## ○豊橋市子ども・子育て会議設置要綱

**************************************	世
豊橋市子ども・子育て会議設置要綱	豊橋市子ども・子育て会議設置要綱
(設置)	(設置)
本市における子ども・子育て支援に関し、子どもが	1条 本市における子ども・子育て支援に関し、子どもが
なって学び育つことができる	なって学び育つことができる
、豊橋市子ども・子育て支援会議(以下「子ども・子	、豊橋市子ども・子育て支援会議(以下「子ども・子
援会議」という。)を設置する。	援会議」という。)を設置する。
事務)	事務)
子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。	子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとす
特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子	特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子
育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」と	育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」と
) 第31条第2項に規定する事項を処理す	) 第31条第2項に規定する
特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第	特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第
第3項に規定する事項を処理する	第3項に規定する事項を処理・
子ども・子育て支援事業計画に関	子ども・子育て支援事業計画に関
する事項を	定する事項を処理すること
豊橋市次世代育	豊橋市次世代育成支援行動計画の推進に
他子ども・子育て支援対策の推進に関すること	) その他子ども・子育て支援対策の推進に関すること
	構成)
第3条 子ども・子育て会議は、委員24人以内をもって組織 🫱	第3条 子ども・子育て会議は、委員24人以内をもって組織
9 S o	° %
員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。	委員は、次に掲げる者のうち
法第6条第2項に規定する保護	法第6条第2項に規定する保護
散経験のある	学識経験のある
児童福祉関係	(3) 児童福祉関係者
)教育関係	教育関係
松郊	歘
倈	関係団体の代表
その他市長が適	その他市長が

744	Ī
剃	П
(委員の任期)	(委員の任期)
4条 委員の任期は、2年とする。但し、再	員の任期は、2年とする。但し、再
任期は、前任者の在任期間とする。	補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
組織	(組織)
5条 子ども・子育て会議に、会長	5条 子ども・子育て会議に、会長
会長は、委員の互選により選出する	会長は、委員の互選により選出する
副会長は、会長が委員のうちから指名	副会長は、会長が委員のうちから指名
長は、委員会を代表し会務を総理する	長は、委員会を代表し会務を総理
副会長は、会長を補佐し、会長に事故	副会長は、会長を補佐し、会長に事故あ
を代理	
	(冷議)
6条 子ども・子育て会議の	第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会
」という。)は、必要に応じ会長が招集し、。	$\neg$
<b>\$45</b> °	<b>5</b> °
会議は、委員	<u>₩</u>
ことができない	することができない。
事は出席委	は出席委員
るところによる	るところによる
長は、必要があると認める	、必要があると
又は意見を聞くことができる	又は意見を聞くことができる
議の事務局は、会議の審議内容に応じ、福祉部子育て	議の事務局は、会議の審議内容に応じ、福祉部子育て
若しくは保育課又は教育部生涯学習課が務	しくは保育課又は教育部生涯学習課が務め
9°	0
	守秘義務)
(削除)	条 子ども・子育て会議の委員は、職務上知りえた秘密
	漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
庶務 )	<b>庶務</b> )
条 子ども	条 子ども
とい	おいて処理する。
委任)	委任)
この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議	この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議
営について必要な事項は、会長が子ども・子育	営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議
$\vdash$	って定める。

$\overline{}$	
目	1 則 ・期日) 要綱は、平成25年7月1日から施行する。 皆市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成22 高市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成22 111日施行)は、廃止する。
	t 2 、 、 年 施ご豊豊ら 附行の橋橋月 謝要市市「
新	M 別 (施行期日) 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。 2 豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止) 4 5 日 11 日 1  日 1  日 1  日 1  日 1  日 1  日